

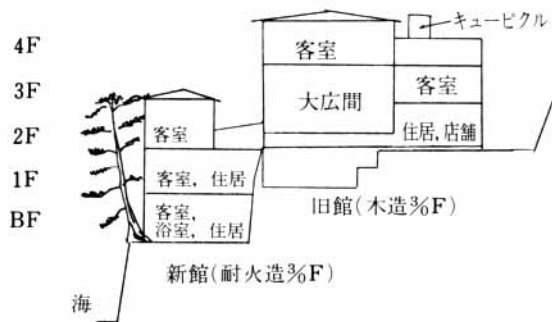
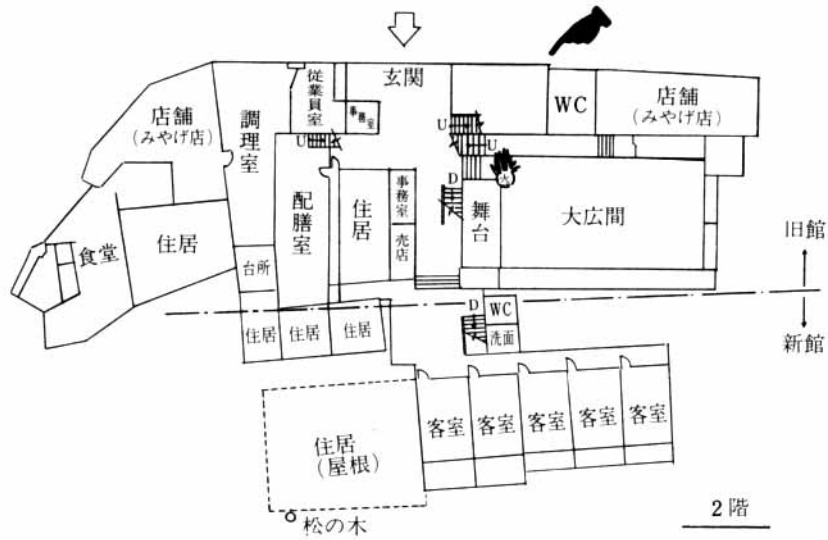
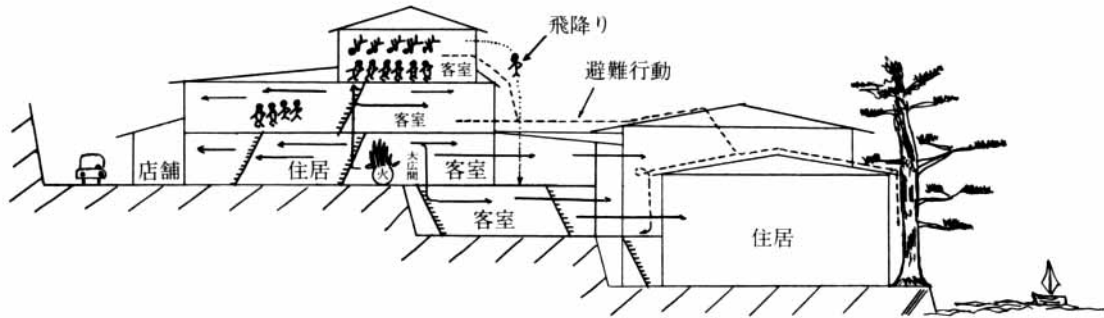
名称 所在	用途 (令別表)	発生日時等	構造・階層 面積	焼損程度 (焼損面積) 延面積	死傷者
寿司由楼 和歌山県和歌山市 和歌浦1484	旅館 (5)イ	昭和46年1月2日	木造(旧館)一部 耐火一部鉄骨 (新館) 延	④・半・部・小	死者 16名 傷者 15名 (4)
		出火1時3分ころ 覚知1時20分 覚知別 報知電話 鎮火3時25分	建 1,056 m ² 延 2,749.06 m ²	2,749.06 m ² (100%)	

I 火災概要									
① 概要	新春の1月2日未明、当旧館2階から出火した火災は、発見の遅れと防火区画の全く無い老朽建物であったため、またたく間に延焼拡大。全焼し、死者16名を出した火災である。								
② 階 別 状 況	階	床面積 m ²	焼損床面積 m ²	用途(売場)	在館者	死者	避難設備等	消防用設備等	
		旧館	旧館	旧館	旧館	旧館	屋内階段 避難梯子 4箇所 避難橋 1箇所 タラップ 1箇所	③ ④ ⑤	
	4			客室	25	16			
	3	新館	新館	〃	新館	20			新館
	②			広間 事務室	客室	12			
	1				〃	12			
	B1				ホール 浴場	5			
合計	1,828 921.06 2,749.06	2,749.06			74	16			
③ 出 火 場 所	(階, 室, 部位, 可燃物状況, 居室・非居室, 在・不在) 旧館2階玄関脇の大広間北西角付近 ○廊下・室の内装は大半が合板等の可燃材であった。 ○火元が老朽木造の大広間付近であり、又、近くに3・4階に通じている開放式主要階段があった。					④ 出 火 原 因	不 明		

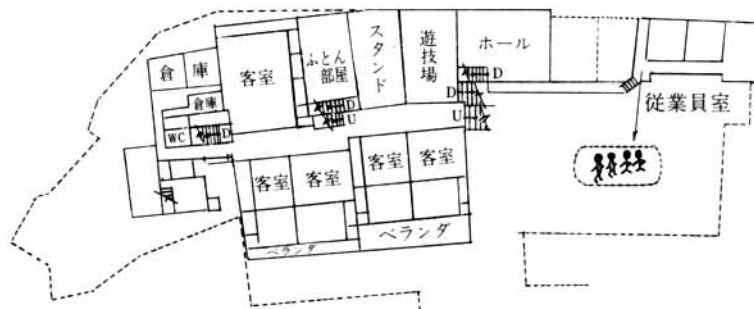
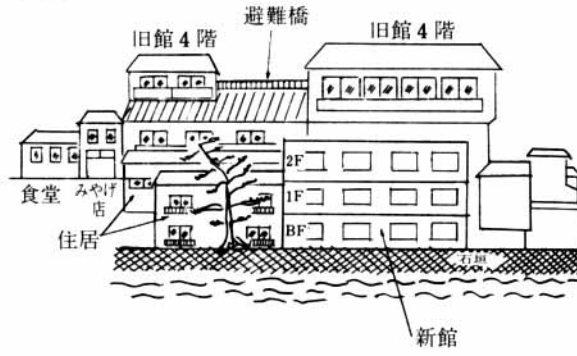
⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	<div style="text-align: center;"> <p>(出火部位) (出火室拡大) (上階への延焼) (全階への延焼拡大)</p> </div>	
	<p>旧館2階玄関脇の大広間北西角付近から出火し、始めは主として直近の階段を伝わって上方に延焼し、ついで2・3・4階の各階において水平方向へと延焼拡大していった。下階（1階・地階）への延焼は燃え下りのほか、床の燃え抜けによって燃焼物件が落下したことにより拡大した。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼拡大した主な理由 <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽木造建物で出火場所が大広間であり、防火区画がないのと内装に合板使用。 ○ 階段が全部開放式で、高温の熱気流が流動上昇しやすい。 ○ 発見が著しく遅れた。 ○ 煙の伝播経路 <ul style="list-style-type: none"> ○ 階段が全部開放式で、煙の流路となり特に出火場所の大広間の廊下にある二系統の階段からは濃い多量の煙が上昇し、上方階から順序下方階へ蓄積されたものと思われる。 		
II 火災建物概要		
① 建築	着工・竣工又は主たる改築等 旧館10数回に渡って増改築 (旧館)昭和和大正年代に建築 (新館) 増築 昭和32年2月 日	
管 理 状 況	② 縦 穴 の 状 況	③ 防 火 管 理 状 況
	階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> パイプシャフト <input type="checkbox"/> エスカレータ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> <hr/> 階段は全部開放型式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防火管理者は専務で消防計画提出済 ○ 職場研修会や消防隊との合同訓練を行い、積極的に管理状況は良好 ○ 夜間の巡視警備については、午前0時頃を最終としている。
管 理 状 況	④ 防 火 区 画 等	⑤ 消 防 用 設 備 等
	延べ面積3,000㎡以上にもかかわらず防火壁、その他の防火区画がなく、内装板に合板が使用されていた。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 署の指導により猶予期間内であっても早急に自動火災報知設備報を設置するように指導され、既に設置業者も決り、昭和46年1月10日に着工する予定であった。 ○ 屋内消火栓は適用外で設置されていない。

III 火災後の行動	
① 発見状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発見者 (旅館の専務夫妻) ○ 発見の動機 (騒がしい物音) ○ 発見後の行動 (火事だと叫ぶ)
	<p>2階玄関奥の住居で就寝していた旅館の専務夫妻が、3階「さつき」の室付近の騒がしい物音で、異状を感じ、自室北側の廊下に出てみると、大広間舞台脇の3・4階に通じている階段付近が燃えているのを発見、「火事だ」と叫び、通報するとともに玄関を開放し、社長に知らせた。次いで新館3階へ知らせた後、調理場をいて、売店より屋外へと避難した。</p>
② 通報状況	<p>通報した <input checked="" type="checkbox"/> (旅館の専務) 出火後約(17)分 しない <input type="checkbox"/></p>
	<p>火災を発見した専務は、火災専用電話で通報した。</p>
③ 初期消火状況	<p>成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input checked="" type="checkbox"/> (理由又は状況) 発見した時点では火勢が強く、女中1名、男子従業員1名によって水バケツで消火したが効果はなかった。 消火に従事した者は、上階の客に火事を知らせる間もなく、地階へ避難している。</p>
	<p>消火した <input type="checkbox"/> 消火しない <input type="checkbox"/></p> <p>○ 消火時期 <input type="checkbox"/> ○ 消火困難性 <input type="checkbox"/> ○ 消火方法 <input type="checkbox"/> ○ その他 <input type="checkbox"/></p>
④ 消火活動概要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最先着隊到着時、旧館は全面炎上しており、建物西側に接続するみやげ物店、食堂に延焼拡大中であった。各消防隊到着時は全館延焼中であり、人命検索・救助作業の時期は過ぎていた。 ○ 海岸側に消防車が接近することができず、長距離送水の手段を講じるほかなかった。急傾斜海岸地の消防対策として海水を利用できる接岸地の確保等に対策を講ずる必要がある。

	避難方法	避難上支障事項
⑤ 避難 状況	○階段を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○エレベーター、エスカレータ利用 <input type="checkbox"/> (人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○窓、開口部から直接地上へ <input checked="" type="checkbox"/> (人) ○救助 <input type="checkbox"/> (人) ○その他() <input type="checkbox"/> (人)	○無窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, (未設定)) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
⑥ 死者 の 状況	健康人 16名 (泥酔者 名) 要保護者 名 [乳幼児 名 高齢者 名 身体不 自由者 名 病人 名]	避難上支障となった事項 ○無窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input checked="" type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, (未設置)) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
IV 問題点・教訓等		
1. 宿泊客等の人命を火災から守るには、早期発見が最も重要で、それには自動火災報知設備を一刻も早く設置する必要があった。また、これとともに不審番制度等の措置を取り入れ、人と機械を併用した万全の方策を講ずるべきである。 2. 建基法では二方向避難を義務づけているが、廊下が火煙に包まれた場合を考え、室における二方向避難を考えるべきで、例えば各室にロープ等の避難器具を設けさせる指導が必要である。 3. 不特定多数の人を収容する建物の増改築に際しては、既存部分についても避難経路の単純化・不燃化・防火区画等、行政指導の強化が必要である。また、建築主にも将来の増改築を含めて、一貫した計画をもつよう指導する必要もある。 4. 海岸に消防車が接近することができず、海水を水源として消火することが出来ないため、海水を利用できるよう接岸地の確保等早急に対策を講ずる必要がある。		

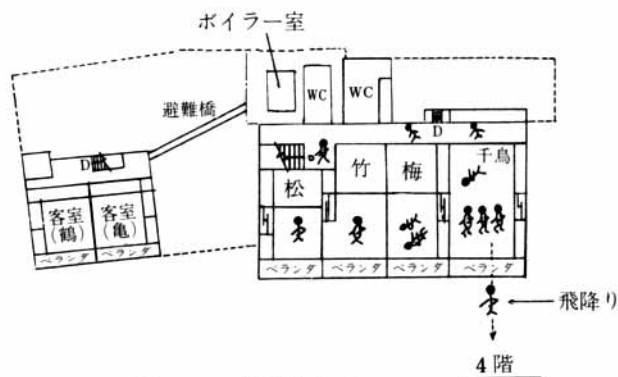


南面図



3階

④……は2階部分を示す



4階

④……は3階部分を示す